

研究教授・准教授の称号付与制度について

○趣 旨

優れた研究業績を有する研究者が、研究代表者として一層活躍することを促進するため、現行の研究教授に加え、新たに研究准教授の称号付与制度を創設する。

○資格要件

	項 目	研究教授の基準	研究准教授の基準
職位に関する項目 【規則第2条】	職位	准教授	講師、助教
論文に関する項目 (全てに該当) 【要項第2条第1項】	中心的執筆者としての直近5年の論文数	年間平均1報以上	年間平均1報以上
	Top10%論文数	1報以上	1報以上
	過去5年のQ1ジャーナル論文数	1報以上	1報以上
外部資金等に関する項目 (申請年度または前年度において、いずれかの項目に該当) 【同第2条第2～4項】	研究代表者である外部資金額	1件で年間1千万円以上且つ、1年間の合計が2千万円以上	1年間の合計が800万円以上※
	海外の政府等が所管する制度により支援を受けた国際共同研究	研究代表者(日本側代表を含む)であること	研究代表者(日本側代表を含む)であること
	年間1千万円以上の外部資金による国際共同研究	研究代表者であること	
	上記のいずれかの項目に準じており、1件2千万円以上(年間平均)の外部資金を研究代表者として申請しようとしている者		
受賞歴に関する項目 【同第2条第5項】			顕著な受賞歴がある者

※ 書類上の研究代表者でなく、研究計画に関して、実質的に責任を持って遂行する研究の外部資金獲得額とする

○被称号付与者へのインセンティブ (研究教授、研究准教授共通)

外部資金(間接経費割合が30%のものに限る)の間接経費配分に関する特例【規則第7条、要項第4条】

- ・初年度 - 全学分を55%、部局分を45%とし、部局分のうち5 pointに相当する金額を外部資金を獲得した研究教授・研究准教授に配分
- ・次年度以降 - 全学分を58%、部局分を42%とし、部局分のうち2 pointに相当する金額を外部資金を獲得した研究教授・研究准教授に配分

○その他

・若手(45歳以下)で研究教授・研究准教授の称号を付与された者は、令和2年度から開始している「若手研究者育成支援パッケージ」による支援対象者とする。

・称号を付与する期間は、称号付与日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。